

鳥取県東部広域行政管理組合一般廃棄物処理手数料の後納払いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例（平成12年鳥取県東部広域行政管理組合条例第3号）第3条に規定する可燃物処理手数料及び不燃物処理手数料（以下「一般廃棄物処理手数料」という。）の後納の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(後納の対象者)

第2条 一般廃棄物処理手数料の後納ができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 組織市町の一般廃棄物処理業（収集、運搬）の許可を受けている者かつ施設への搬入が1月あたり1回以上見込まれる者
- (2) 公的機関及びそれに準ずる者

(承認の申請)

第3条 前条第1号に該当する者が一般廃棄物処理手数料の後納の承認を受けようとするときは、一般廃棄物処理手数料後納承認申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 一般廃棄物処理業（収集、運搬）許可証の写し
- (2) 誓約書（様式第2号）

2 前条第2号に該当する者が一般廃棄物処理手数料の後納の承認を受けようとするときは、一般廃棄物処理手数料後納承認申請書（公的機関）（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

(承認の通知)

第4条 管理者は、前条第1項の承認をしたときは、一般廃棄物処理手数料後納承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 管理者は、前条第2項の承認をしたときは、一般廃棄物処理手数料後納承認通知書（公的機関）（様式第5号）により申請者に通知するものとする。
- 3 管理者は、後納を認めないときは、後納を承認しない旨及びその理由を申請者に通知するものとする。

(承認の有効期限)

第5条 承認の有効期限は、5年間とする。

(申請内容の変更等)

第6条 第4条第1項の規定により承認された内容を変更する場合又は一般廃棄物処理手数料の後納払いを中止するときは、一般廃棄物処理手数料後納変更（中止）承認申請書（様式第6号）を管理者に提出しなければならない。

式第6号)を管理者に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第7条 管理者は、第4条第1項の規定により後納の承認を受けた者(以下「後納者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、後納の承認を取消すものとする。

- (1) 一般廃棄物処理手数料の納入が遅延したとき
- (2) 承認期間中に組織市町の一般廃棄物処理業(収集、運搬)の許可が取り消されたとき又は許可を受けることができなかったとき
- (3) その他管理者が後納を不相当と認めたとき

(請求)

第8条 第4条第1項の規定により承認された後納の請求は、廃棄物を搬入した月の手数料を集計して、搬入した日の属する月の翌月に行うものとする。

2 第4条第2項により承認された後納の請求は、適宜行うものとする。

(納入期限)

第9条 後納者又は公的機関及びそれに準ずる者は、請求を受けとった日から20日以内に手数料を納入しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

一般廃棄物処理手数料後納承認申請書

年 月 日

鳥取県東部広域行政管理組合管理者 様

申請者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

連絡先

鳥取県東部広域行政管理組合一般廃棄物処理手数料の後納払いに関する要綱第3条第1項の規定により、一般廃棄物処理手数料を後納払いしたいので、次のとおり申請します。

1 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

2 搬入ごみの種別 可燃ごみ ・ 不燃ごみ

※両方該当する場合は両方に○をつけてください。

3 搬入計画量 1日あたり 可燃ごみ トン
1日あたり 不燃ごみ トン

4 搬入予定頻度 1月あたり 可燃ごみ 日
1月あたり 不燃ごみ 日

5 添付書類 ・ 一般廃棄物処理業（収集、運搬）許可証の写し
・ 誓約書（様式第2号）

誓 約 書

年 月 日

鳥取県東部広域行政管理組合管理者 様

申請者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

連絡先

私は、一般廃棄物処理手数料の後納承認を受けることに関して、次のことを誓約します。

- 1 一般廃棄物処理手数料は、納入期限内に必ず納付します。
- 2 一般廃棄物処理手数料の納入を期日までに行わないとき又は承認期間中に組織市町の一般廃棄物処理業（収集、運搬）の許可が取り消されたとき若しくは許可を受けることができなかったとき、後納の承認を取り消されても異議はありません。
- 3 廃棄物の搬入については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令及びごみを搬入する施設の指示を遵守します。

一般廃棄物処理手数料後納承認申請書（公的機関）

年 月 日

鳥取県東部広域行政管理組合管理者 様

申請者 住 所
氏 名

鳥取県東部広域行政管理組合一般廃棄物処理手数料の後納払いに関する要綱第3条第2項の規定により、一般廃棄物処理手数料を後納払いしたいので、次のとおり申請します。

記

搬入施設名		
搬入物		
搬入予定日	年	月 日
搬入者	所 属	
	氏 名	
	連 絡 先	
請求書 送付先	住 所	
	事業所名	
	職 氏 名	

施設担当者記入欄

伝票番号	搬入車両番号	搬入量 (kg)	手数料 (円)	備 考
合 計				

受 第 号
年 月 日

（申 請 者） 様

鳥取県東部広域行政管理組合管理者

一般廃棄物処理手数料後納承認通知書

年 月 日付けで申請のあった一般廃棄物処理手数料後納承認申請について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

- 1 承認期間 年 月 から 年 月 日まで
- 2 承認した搬入ごみの種別 可燃ごみ ・ 不燃ごみ
- 3 承認条件
 - (1) 廃棄物の搬入については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令及びごみを搬入する施設の職員の指示を遵守すること。
 - (2) 一般廃棄物処理手数料は、納入期限内に必ず納入すること。遅延した場合は、承認を取り消すものとする。
 - (3) 承認期間中に組織市町の一般廃棄物処理業（収集、運搬）の許可が取り消されたとき又は許可を受けることができなかったときは、承認を取り消すものとする。

受 第 号
年 月 日

（申請者）様

鳥取県東部広域行政管理組合管理者

一般廃棄物処理手数料後納承認通知書（公的機関）

年 月 日付で申請のあった一般廃棄物処理手数料後納承認申請について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1 搬入施設名

2 搬入日 年 月 日

3 承認条件

- (1) 廃棄物の搬入については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令及びごみを搬入する施設の職員の指示を遵守すること。
- (2) 一般廃棄物処理手数料は、納入期限内に必ず納入すること。

一般廃棄物処理手数料後納変更（中止）承認申請書

年 月 日

鳥取県東部広域行政管理組合管理者 様

申請者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

連絡先

一般廃棄物処理手数料後納承認について、下記のとおり変更（中止）をしたいので、鳥取県東部広域行政管理組合一般廃棄物処理手数料の後納払いに関する要綱第6条の規定により申請します。

記

- 1 変更(中止)の内容
- 2 変更(中止)の理由
- 3 変更(中止)予定日
- 4 添 付 書 類